

指導者募集について

事務局案

- ・円滑な人材配置に向け、以下の内容で令和7年8月から指導者募集を開始することとする。
- ・指導スタッフについては、申請者すべてを指導者バンクへ登録するのではなく、申請者が指導スタッフとして適正であるかを事務局（市）が判断し、適正者を指導者バンクへ登録する。
- ・令和7年9月末の応募状況をもって、各地域クラブに設置予定の競技・種目等への第一次配置案を作成し、以後、毎月末に配置案を更新し、指導スタッフが不足する場合には、応募以外の手法でスタッフの配置等を個別に調整し、協議を行う。指導者が配置できない場合は、各地域クラブに予定している競技・種目等が設置できなくなる恐れがあるため、引き続き指導スタッフの募集を行う。

1. 指導者募集要項及び指導までの流れについて

(1) 募集内容

区分	指導者	指導補助者(Ⅰ)	指導補助者(Ⅱ)
主な職務内容	実施責任者として、全ての業務を統括する(年間計画作成、指導内容考案、競技・種目等の指導、参加者の出欠確認、安全管理等)。	指導者の補助業務を担う(競技・種目等の指導、参加者の出欠確認、安全管理等)。	主に参加者の見守りを担う(参加者の出欠確認、安全管理等)。
待遇等	会計年度任用職員(山口市) 時給 1,500 円程度 交通費別途支給 週1日以上勤務	会計年度任用職員(山口市) 時給1,250円程度 交通費別途支給	会計年度任用職員(山口市) 時給1,000円程度 交通費別途支給
指導者配置基準	指導者は1名、指導補助者(区分は問わない)は1名以上を1チーム(団体)あたりの指導スタッフ構成の基本とし、活動時における指導スタッフの配置は2名(※)を上限とする。参加人数の状況によっては、別途協議し、指導スタッフの配置上限を変更できるものとする。 指導スタッフの組み合わせ方に制限は設けないが、週あたり最低1日は指導者を配置することを基本とする。 【※2名の組み合わせ】 「指導者」×「指導補助者Ⅰ」、「指導者」×「指導補助者Ⅱ」、「指導補助者Ⅰ」×「指導補助者Ⅰ」、 「指導補助者Ⅰ」×「指導補助者Ⅱ」、「指導補助者Ⅱ」×「指導補助者Ⅱ」		
募集校区、競技・種目等	現在関係者と協議中		

募集にあたっては、指導スタッフは指導もしくは指導補助の業務に週3日(平日2日・休日1日)従事することが望ましいが、各人の都合により週1日もしくは2日のみ従事可能である場合は、チーム(団体)を運営するに足る人員を配置し、シフトを組むこととする。

また、指導者もしくは指導補助者として4日以上従事が可能な場合には、複数チーム(団体)に従事可能とする。

(2) 登録要件

要件	指導者	指導補助者(Ⅰ)	指導補助者(Ⅱ)
登録を申請する年度の4月1日において18歳以上の者(ただし、高等学校に在学する者又は高等専門学校に在学する者のうち第1学年から第3学年までの者を除く)。	○	○	○
当該運動競技や文化芸術活動の経験または指導経験、もしくは知識を有すること。	○	○	—
地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に掲げる欠格事項に該当しないこと。	○	○	○
学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(こども性暴力防止法)第2条第8項に該当しないこと。	○	○	○
指導者バンク登録後、市が定める研修会及び市が実施する救命講習を受講し、普通救命講習Ⅰの修了証交付を受ける者。	○	○	○

【参考】

地方公務員法第16条 欠 格 事 項 概 要	・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪(平等取扱いの原則違反、守秘義務違反、勤務条件に関する措置要求の妨害等)を犯し刑に処せられた者 ・日本国憲法を暴力で破壊することを主張する政党または団体に加入した者
学校教育法第9条 欠 格 事 項 概 要	・禁錮以上の刑に処せられた ・懲戒免職、分限免職処分を受けて免許が失効し3年を経過しない ・政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した
こども性暴力防止法 第2条第8項概要	特定性犯罪(児童ポルノ禁止法違反や不同意性交等罪、痴漢や盗撮などの条例違反)の犯罪歴がないこと。

(3) 登録方法

募集チラシや市ホームページに記載の二次元コードから登録を行う(原則オンラインからの登録とする)。

(4) 登録完了から指導開始までの流れ

- ① 指導・指導補助希望者は、山口市地域クラブ指導者バンクに必要な情報を申請する。
- ② 市は、申請内容(指導区分・指導校区・指導競技・種目等・指導曜日等の要望内容)を確認し、指導者バンクへ仮登録を行う。市が設置予定の地域クラブの競技・種目等に対する9月末時点の応募状況をもって、配置案を作成する。
- ③ ②以後、月次で配置案を更新することとし、不足する競技・種目等については、関係者と調整を行う。
- ④ 市は、令和7年10月末までに仮登録された対象者が指導スタッフとしての適正であるかを随時判断し、会計年度任用職員としての雇用の可否を決定したうえで、指導者バンクへ情報を登録する。
※令和7年11月以降に指導者バンクへ仮登録された者については、随時対応を行っていく。
- ⑤ 登録完了者は市が指定する研修を受講する。
- ⑥ 研修完了者は指定日から指導または指導補助に従事する。

2. 指導者募集の展開案について

対象	手法
全体	市報、市ウェブサイトへの掲載。テレビ・ラジオの市政情報での発信。 地域情報誌へ掲載。 商業施設、スポーツ・文化施設等へのチラシの配架をはじめとする協力要請。
スポーツ協会等	説明会(募集チラシの配布)を開催し、協力要請を行う。 各協会代表等を通して協力要請を行う。
文化団体等	文化協会を通し、募集チラシの配布及び協力要請を行う。 吹奏楽連盟、合唱連盟等への説明(募集チラシの配布)。
官公庁職員 (国・県・市・山口県警察・自衛隊他)	案内(募集チラシ)送付、庁内メール等の活用。
教員・退職教員	案内(募集チラシ)送付・校長会説明、必要に応じて、学校毎説明を行う。 退職校長園長会への募集チラシ配布及び協力要請を行う。
地域・保護者	各地区や地域づくり協議会の広報紙への掲載。 児童・生徒を介して指導者募集チラシ配布。
部活動指導員・外部指導者	個別に案内、説明等行う。
企業等	商工会議所、包括連携協定締結企業、青年会議所への説明(募集チラシの配布)。
大学	市内3大学に対し、指導者募集チラシ配布及び学生メール等を活用した周知の依頼。
やまぐち路傍塾登録者	指導者募集チラシ配布及び協力要請を行う。

指導者募集に併せて、資格取得補助金の周知を行うこととする。